

資料 1

「加害者プログラムの
の在り方について」

(昭和学院短期大学
松野教授資料)

加害者プログラムの在り方について

昭和学院短期大学

人間生活学科 こども発達専攻

松野 真

【論点】

現行法に基づき、試行的に加害者プログラムを実施し、地方自治体で活用可能なガイドラインを策定することになっているが、現時点で規定ぶりを見直すべきか、今後、加害者プログラムの検討状況を踏まえ、見直しを行うべきか。

1 現状

内閣府では、令和元年度から配偶者暴力加害者プログラムに関する調査研究事業を実施し、現在、地方自治体で活用可能なガイドラインの策定をおこなっている。

現在、広島県、熊本県、長崎県の3県で、任意の参加者を対象に加害者プログラムを実施している。令和3年度は「多機関連携」に重点を置きながら基礎的なガイドラインを作成し、令和4年度には、基礎的なガイドラインをもとに、引き続き地方自治体で加害者プログラムを実施した上で、最終的なガイドラインの完成を目指している。

2 課題

現状では、実際に加害者プログラムを実施し、その結果をガイドラインに反映させる段階にあり、今後は、令和3年度に重点的に記載する多機関連携の他に、リスクアセスメントの開発を含む加害者プログラムの位置づけ、実施団体の位置づけ、加害者プログラムの運営等にも検討を加え最終的な方向性を示す必要がある。

加害者プログラムを実施する課題の一つに、加害者プログラムを実施できる実施団体の少なさが挙げられる。そのため、現状では全国一律に実施することは難しく、さらには実施団体が提示するプログラムの質の格差も考えられる。また、加害者プログラムは、DV被害者支援とも連動するため、どのような対象者に実施するか、また加害者プログラムの目的は何か等についても再確認する必要がある。

3 結論

以上のことから、現状では、加害者プログラムの実施に向けて検討すべき課題が残っており、早急の実施は難しいと考える。現時点で規定ぶりを見直すことは難しく、調査研究事業の結果を踏まえ見直すことが適当である。

【論点】

保護命令制度において強制力のある加害者プログラムを実施するとしたら、どのような改正が考えられるか（受講しない者に罰則を科す等）。その際、裁判で有罪が確定していない者に対して、加害者プログラムの受講を強制することに問題はないか。

1 加害者プログラムの一義的な目的

加害者プログラムの一義的な目的は、DV 加害者が自らの行為を認識し責任を取ることにある。そのため加害者プログラムの最終的なかたちは、刑事司法の中に位置付けられることが望ましいと考える。現行のDV防止法では、DV加害者が唯一「DV加害者」として自らを認識せざるを得ない場面が保護命令であり、保護命令制度の中に加害者プログラムの受講を実装することが望ましい。課題としては、保護命令制度の中に加害者プログラムを位置付けるためには、内閣府を始め、関係各省庁間の調整等が必要となる。

2 加害者プログラムの効果

加害者プログラムに関する最近の論文では、「効果がある」とする結果と「効果がない」とする結果が混在し、平成16年度当時と同様、加害者プログラムの評価は分かれている。しかし、加害者プログラムに対する新たなアプローチの提案や加害者の類型等に合わせたプログラムの提供など、新しい視点から議論されている(Ferraro 2017)。保護命令制度の中で、「プログラムの効果」を加害者プログラムの強制的な受講の根拠とすることは、現状では積極的なエビデンスとはなりにくいと考ええる。

<参考>

Ferraro, K.J. (2017). Current research on batterer intervention programs and implications for policy. Minneapolis, MN: Battered Women's Justice Project. Retrieved from: <https://www.bwjp.org/assets/batterer-intervention-paper-final-2018.pdf>.